

# ドゥオーキンの抽象的平等原理による 「解釈的正当化」について

藤 岡 大 助

- 一 はじめに
- 二 「解釈的正当化」の構造
- 三 ドゥオーキンの「解釈的正当化」
- 四 「解釈的正当化」の困難
- 五 考察
- 六 おわりに

## 一 はじめに

ロナルド・ドゥオーキンは、自身の正義構想である「資源の平等」理論の正当性を様々に論証しようとしてきた<sup>①</sup>。その営みの中で、抽象的平等原理に依拠した正当化は中心的なものである。これは、まず抽象的平等原理を

正義構想がおしなべて受容している——ないし、受容すべき——理念として措定したうえで、その最善の解釈として「資源の平等」という具体的な正義構想を導き出すという論証である。こうした方法を、本稿では「解釈的正当化」と呼ぶことにする。

しかしながら、ドウオーキンのこの解釈的正当化に対しては、構造的ともいえる欠陥が指摘されている。果たして、この論難は妥当なものであり、抽象的平等原理は、ドウオーキンが意図したほどには論証の役には立っていないのか。それとも、それなりに意義のあるものなのであろうか。それを見極めることが、本稿の検討課題である。

そのために、まず、一般的な議論の図式から「解釈的正当化」の論証構造の特徴を示す(二)。そのうえで、ドウオーキンの主要な著作を辿り、解釈的正当化の軌跡を概観し(三)、さらに、ドウオーキンに向けられた疑義を参照する(四)。以上の予備的考察の後、かかる解釈的正当化の意義を、井上達夫の正義概念論を手掛かりに検討する(五)。結論としては、ドウオーキンの解釈的正当化には意義があることを示す。

## 二 〃解釈的正当化〃の構造

そもそも議論なるものが成立するには、いくつかの要件を満たしていなければならない。ここでは、便宜的にその要件を、①差異性、②共通性、③優越性、と呼ぶことにする。

### ①差異性

議論は、対立の中に生じる。ある者が結論として主張Aを支持し、対抗者が主張Aと排他的な関係にある主張Bを支持している、という状況が起点となる。議論の結果、いずれかが説得されて、当初の立場を変容させ、相手の立場に与することになるかもしれない。あるいは、よりよき別の解決が示され、両者は当初の対立的な立場を捨て去るかもしれない。議論は対立の解決を目指して営まれる営為ではあるが、その時点においては対立が存在し、両者の支持する命題には排他的な差異が確認されることになる。

## ② 共通性

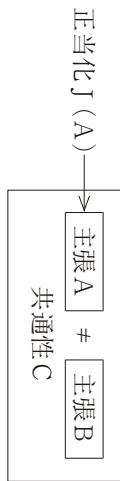
議論が成立するためには、両者は共通の基盤——ないしは、共通のカテゴリー——の上に立っていないなければならない。その基盤は、両者の差異を包含するものである。例えば、ある土地の帰属をめぐって対立している者同士において、一方は、「この土地は、俺のものだ。認めなければ痛い目を見るぞ」と主張するのに対して、他方が「この土地は、私のものだ。なぜなら前の所有者に対して正当な対価を支払って譲り受けたものだからだ。」と主張していた場合、両者は言葉は交わしていても、議論はしていない。前者は暴力的空間においてその予測を言葉にしているのに対して、後者は道徳的空間において正当性を語っているからである。後者が前者に合わせるならば、例えば、公権力が前者を打擲し、土地が前者のものとはならないであろうことを主張するかもしれない。この場合、共通の基盤は「暴力的空間における予測」であり、それについての競合する主張同士の議論ということになる。前者が後者に合わせるならば、彼は自らの所有を正当化する道徳的な論拠を示さなければならない。この場合、共通の基盤は「道徳的正当性」である。学術的な議論においては、これほど極端なずれ違いは起こらないが、そのぶん主張が展開されているカテゴリーの微細な差異が重要になってくる。そして、両者の共通の基

盤が狭ければ狭いほど、議論はより一層かみ合ったものとなる。

③優越性

議論は、主張を正当化する営みであり、自らの主張がそれと排他的な関係にある相手の主張よりも優越していることを示さなければならぬ。優越性の論拠となるものは、様々に存在する。論点先取などの相手の論証方法自体の不備を突く方法、相手の依拠する前提との矛盾を指摘すること、相手の主張が導く破滅的帰結を指摘することなど、様々にありえよう。時には、仮想的状況を想定して、直観的な論証を試みることもありえる。どのような方策をとるにせよ、議論は、敵を見定め、その敵に対する自らの優越性を示すものでなければならない。

以上確認したように、議論は①差異性、②共通性、③優越性を要件とする。通常の議論は、模式的に表すと次のようになる。

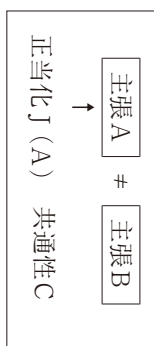


\* 主張Aと主張Bとは、互いに排他的な主張である。

\* 主張Aと主張Bはともに共通性Cを受け入れている。

\* 正当化J(A)が主張Aに対して、主張Bに対する優越性を与える。

一般的な論証においては、正当化の論拠と共通性の基盤とは独立な関係にある。しかし、解釈的正当化においては、正当化理由を共通の基盤の中から調達するという特徴を持つ。つまり、自らと論敵とは、ともに共通の基盤に立脚しており、その共通の基盤に立つ以上は、その最善の解釈として、自らの主張が支持されることを示すのである。模式的に示すと次のようになる。



こうした解釈的正当化には、一つの大きな強みがある。共通の基盤それ自体が自らの主張に対してのみ正当化論拠を与えるのであれば、論敵であるBも既に共通の基盤を受け入れている以上、Bを矛盾を孕む困難な立場に追い込むことができるからである。他方、解釈的正当化を為そうとするAの側にも、困難がある。基盤の共通性を主張すると同時に、それが排他的に自らの主張のみを正当化するものであるとしたら、そもそも基盤に対する共通性の措定自体が独断的な内容を押し付けているだけなのではないか。即ち、共通のカテゴリーの中で論争していたのではなく、共通のカテゴリーと想定していた概念自体が、それ自体論争的な主張の一部に過ぎなかったのではないのか、ということである。そうであれば、解釈的正当化は、意図したような優越性を導く論拠とはなりえず、その目論見は成功しているとはいえない。

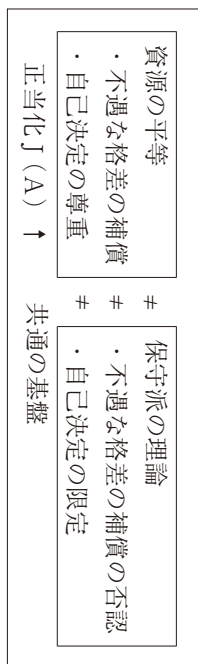
次章以下、ドゥオーキンが行ってきた解釈的正当化について概観したうえで、さらに解釈的正当化に纏わる困難を検討することにしてしよう。

## 三 ドウオーキンの「解釈的正当化」

まず、ドウオーキンの軌跡を辿る前に確認しておくべきは、ドウオーキンが最終的に正当化したい「資源の平等」という論争的な正義構想は、アメリカ的文脈における政治的ラベルとして、いわゆる「リベラル」な特徴を有するものであるという点である。<sup>(3)</sup>そして、これは、政治的ラベルとしてのいわゆる「保守派」と対峙するものである。経済的側面においては、「リベラル派」は本人に帰責できないような不遇にもとづく格差に対して補償の必要を認め、一定の再分配政策を支持する。「保守派」は、レッセフェールを旨とし、格差に対する補償を忌避する。他方、道徳的価値判断の側面においては、リベラル派は、各人の自己決定を可能な限り尊重しようとするのに対して、保守派は、モラルマジョリティに一定の優位性を承認する。

もちろん、リベラル派の政治理論においても、内部対立は存在する。例えば、同じリベラル派の理論として、「資源の平等」ではなく「厚生の平等」といった異なるアプローチによる正義構想が開示されている。<sup>(4)</sup>これらはドウオーキンの「資源の平等」と競合関係にあるが、終局的な結論を導くうえではこれらに対する論証も当然必要である。そうではあるが、ドウオーキンが殊に解釈的正当化において主要な論敵としているのは、保守派の正義構想である。

ドウオーキンの解釈的正当化は、「資源の平等」が保守派の理論と顕著な対立を見せる、「不遇な格差への補償」と「自己決定の尊重」というポイントを、共通の基盤から導出することになる。模式的に表すと、次のようになるだろう。



なお、解釈的正当化における共通の基盤として据える理念について、ドゥオーキンは、その定式を様々に変えている。「平等な配慮と尊重を受ける権利 (entitled to its equal concern and respect)」<sup>(5)</sup>「平等な存在者として処遇を受ける権利 (right to treatment as an equal)」<sup>(6)</sup>「倫理的個人主義の二原理 (two principles of ethical individualism)」と「平等な重要性の原理 (principle of equal importance)」と「特別責任の原理 (principle of special responsibility)」<sup>(7)</sup>「抽象的平等原理 (abstract egalitarian principle)」<sup>(8)</sup>「平等な配慮 (equal concern)」<sup>(9)</sup>「本質的価値の原理 (principle of intrinsic value)」と「個人的責任の原理 (principle of personal responsibility)」<sup>(10)</sup>「自尊の原理 (principle of selfrespect)」と「真正性の原理 (principle of authenticity)」<sup>(11)</sup>などである。本稿では、これらの概念群を一貫したものとして言及する場合は、「抽象的平等原理」と呼ぶことにする。

① 『権利論 (Taking Rights Seriously)』 (一九七七)<sup>(12)</sup>

ドゥオーキンの初期の著作である『権利論』においては、共通の基盤と論争的な主張との区別は曖昧であり、従って、解釈的正当化という枠組みは明確には確立していない。しかし、後の議論の重要な論点はこの段階で既に提出されており、抽象的平等原理に相当する理念は、「平等な配慮と尊重を受ける権利」として以下のように

示されている。

政府はその支配に服する人々を配慮 (concern) をもって——すなわち苦痛を感じたり失望感を抱いたりすることのありうる人間として——扱わなければならない、また尊重 (respect) をもって——すなわち自分たちがどのような生活を送るべきかについて理性的な観念を形成し、そのような観念に基づいて行動することのできる人間として——扱わなければならない。更に政府は人々を配慮と尊重をもって扱わなければならないだけでなく、彼らを平等な配慮と尊重をもって扱わなければならない<sup>13)</sup>。

まず、経済的分配問題については次のように解釈され、ベースラインとしての平等が確認される。

政府が人々に財ないし機会を分配する際に、一部の市民はより大きな配慮に値するがゆえにこれらの市民にはより多くの財や機会を与えられる資格がある、といったことを理由にして不平等な分配を行ってはならない<sup>14)</sup>。

財ないし機会の分配において、人々は平等でなければならない。しかし、ここで注意すべきなのは、どのような意味で分配することがここで意図されている「平等」に適うのかという点である。ドゥオーキンは「平等な処遇を受ける権利」と「平等な存在者として処遇を受ける権利」を区別し、後者が根本的であるとする<sup>15)</sup>。前者は、財や機会という具体的な分配対象が等量分配されていることを意味するのに対し、後者は等しい価値を持つ人格



として重視されていることを訴える抽象的な権利の存在を意味している。そして、前者は後者からの最善の解釈として支持される場合にのみ正当であり、逆に言えば、後者の解釈の結果として現れるものである。レッセフェール下における経済活動への機会の平等は、前者の観念であり、後者の観念において平等でなければ棄却される。後者の観念において平等であると主張するためには、レッセフェール下において不利な立場にある者にとつても、「平等な存在者として処遇を受ける権利」を満たされていると説明できるものでなければならぬ。直接の言及はともかくとして、ドゥオーキンの「資源の平等」という正義構想を前提とすれば、この議論が「不遇な格差への補償」を意図したものであることは明白であろう。

「平等な配慮と尊重を受ける権利」のうち、「尊重」に関わる内容としては、より直接に次のように言う。

また政府は、或る一つの集団にとつて善い生活とは何かについて一人の市民が抱く善観念が他の市民の善観念より高貴である、といったことを理由にして自由を制限してはならない。<sup>16)</sup>

なお、先にも述べたように、この段階では解釈的正当化という枠組みを立ててはならず、共通の基盤と論争的な主張との区別は不明瞭である。事実、「私は我々すべてが政治道徳の次のような要請を受け容れていると想定する」として先の言明を共通の基盤のように提示しているが、それが「平等のリベラルな観念」であると、論争的な主張のようにも提示しているのである。<sup>17)</sup>

② 『原理の問題 (A Matter of Principle)』 (一九八五)<sup>18)</sup>

一九八五年に出版された『原理の問題』では、「保守派」が明示的に対置され、解釈的正当化の構図が完全に確立されている。「平等な配慮と尊重を受ける権利」は、保守派であつても、リベラル派であつても、受け入れるはずの共通の基盤であることが次のようにはっきりと打ち出されている。

現代の政治の中では、政府がすべての市民を平等な配慮と尊重をもって取り扱わなければならないという広い含意があると想定する。私はたとえばアメリカ政治の中に大きな偏見の力があることを否定するつもりはない。しかし平等な配慮と尊重という抽象的な原理に矛盾する政治的信念を自任する市民は今ほとんどいないし、政治家は一層いないだろう。しかし我々の議論が明らかにしたように、その抽象的な原理が特定のケースで何を要求するかについては、人々のとらえ方は極めて異なっている。<sup>19)</sup>

今や、「平等な配慮と尊重を受ける権利」は、ドゥオーキンの主張の起点に置かれるだけではなく、彼の正義構想と競合する他の正義構想も受容している共通の基盤として位置づけられた。そして、ドゥオーキンは、この共通の基盤が、リベラルな正義構想を支持する解釈を導くことを示す。まず、「平等な配慮と尊重を受ける権利」は、「自己決定の尊重」という契機を示すものとして次のように解釈される。

政府は市民が自らの平等な価値についての感覚を失うことなしには受け入れられないような議論によって市民に犠牲を強いたり拘束を課したりしてはならない。この抽象的な原理から、リベラル派は（ニュー・ライ

ト)の道徳主義に反対しなければならない。なぜなら、自分にとって特定の生き方が最も価値があると信じている自尊心ある人物なら誰でも、その生き方が卑しいとか下等だとかいう考えを受け入れられないからである。自尊心ある無神論者なら誰でも、宗教が義務づけられている共同体がその理由で一層結構なものだと同意することはできないし、同性愛者は同性愛の根絶が共同体を純化すると同意することはできない。<sup>20)</sup>

他方、平等な配慮の観念は、「不遇な格差への補償」という契機を示すものとして次のように解釈される。

家族の富や形式的・非形式的教育のおかげで著しく有利な出発をする人々もいれば、自分の人種が軽蔑されているせいで苦しむ人々もいる。誰もが望む職を得たり保持したりするのは誰かを決める際に、偶然はさらに時として破滅的な役割を果たす。これらの明白な不正を別にしても、人々は技能も知性も生まれながらの能力も等しくない。逆に人々は、自分の選択のためでなしに、市場が報奨を与える傾向のあるさまざまな能力において大幅に異なっている。だから労働と消費と貯蓄について全く同じ選択をする意思、いや欲求を持った人々の中でも、ある人々は他の人々よりも少ない資源しか得られずに終わる。説得力あるいかなる平等理論も、このことを公正だとして受け入れることはできない。<sup>21)</sup>

この段階で、解釈的正当化の図式は完成したと言える。なお、ドゥオーキンは、抽象的平等原理からのリベラルな解釈を提示するだけでなく、競合する保守派の理論に対する積極的な論駁も展開しており、ドゥオーキンの正義構想が解釈の一つに過ぎないのではなく、優越した解釈であることも示そうと努めている。<sup>22)</sup>

③ 『平等とは何か… (Sovereign Virtue)』 (11000)<sup>(23)</sup>

二〇〇〇年に出版された『平等とは何か?』においては、ややフォーミュレーションに変化がみられる。一つは、それまで述べてきた「平等な配慮と尊重の権利」とパラレルな位置づけを与えられた、倫理的個人主義の二つの原理を導入している点である。もう一つは、従来、「平等な尊重と配慮」というタームで呼ばれてきた共通性の基盤に対して、「平等な配慮」とだけ呼び、「尊重」を外すようになったことである。

まず、倫理的個人主義の二原理であるが、その一つは、「平等な重要性の原理」である。それは次のように説明される。

客観的な観点からみて、人間の生は無駄にすごされるよりは成功することが重要であり、このことは同じ客観的観点からみて、各々の人間の生にとって平等に重要である。<sup>(24)</sup>

もう一つは、「特別責任の原理」であり、その説明は次のとおりである。

我々はすべて人間の生の成功が客観的にみて平等に重要であることを認めるものの、この成功に対して特別の最終的な責任を負うのは一人の人間、それがその人の生であるところの本人自身である。<sup>(25)</sup>

これら二つの原理は、「政府がこれを達成することが可能な限りにおいて、各人が市民たること以外の事柄——例えば各人の経済的背景、性別、人種、あるいは技能やハンディキャップの特定の集合など——に関してどの

ような人間か、ということに対して当の政府に服する各市民の運命が鈍感 (insensitive) になることを保障することと、「政府が市民の運命を市民自身が行った選択に敏感 (sensitive) に反応させるように行動すべきこと」<sup>(27)</sup>を命じるとする。前者が、「不遇な格差への補償」という契機を示しており、後者が「自己決定の尊重」を示していると言えよう。

また、同書の別の個所では、「平等な重要性の原理」とパラレルな関係にあるものとして「抽象的平等原理」というタームを導入し、それが、資源の平等と競合する他の正義構想においても受容されている共通の基盤であることが、次のように示される。

(前略)、今や我々は次のような抽象的平等原理を受け入れることで一致している、と私が信ずるからである。この原理とは、政府は統治される人々の生活をより善いものにすべく生活しなければならず、しかも、各人の生活に対して平等な配慮を示さなければならない、というものである。この抽象的な原理を受け容れる者ならば誰でも平等を政治的な理念として受け容れているのであり、既に述べたように平等については様々な観念が可能だとしても、これら相互に異なる様々な観念は、まさに上記の原理についての競合的な解釈を提示しているのである。<sup>(28)</sup>

近代西欧の政治文化の支配的伝統は抽象的な平等原理を——その絶対的な形態ないしは何らかの限定付きの形態のどちらかにおいて——受け容れているという私の考えが正しいならば、当の伝統の内部で行われる政治的正義をめぐる議論は、平等な配慮とは本当は何を意味しているのか、あるいは平等な配慮は結局どのよ

うなことに帰着するのかという論点をめぐる議論として理解可能なものでなければならぬ。換言すれば、これらの議論は、抽象的な意味での平等をどのように解釈し観念すべきかという論点をめぐる議論として理解可能なものでなければならぬ。<sup>(29)</sup>

ドウオーキンによれば、この抽象的平等原理は、リバータリアニズムや功利主義においてさえも受容されているものとして位置づけられている。<sup>(30)</sup> なお、この原理が明示的に排除しうるものとしては、人々の生の価値に等級を設けるカースト制や、芸術や国威発揚などの人々の人生の改善とは独立の外在的価値を至上のものとするような理論が挙げられている。<sup>(31)</sup>

それまで「平等な配慮と尊重」と呼んでいた概念を、「平等な配慮」としてのみ呼ぶようになった理由については、ドウオーキンは明示的に説明していないが、おそらく、次のような事情ではないかと推察される。平等な配慮と尊重は、それまでの著作においては、明らかに配慮が「不遇な格差の是正」を、平等な尊重が「自己決定の尊重」を指し示すものとして意図されていた。しかし、「平等な配慮」が「平等な重要性の原理」に代位されたことを踏まえれば、「不遇な格差の是正」も「自己決定の尊重」も、人々の生を等しく重要なものとみなすべきこと——すなわち、平等な配慮——の解釈として導かれるものであると言える。他方、「平等な尊重」はどのように位置づけられるかと言えば、「平等な配慮」の解釈指針ということになる。もちろん、西洋の政治文化の中で胚胎した主要な政治理論は、平等な重要性を意味する「平等な配慮」も、自律性を重んじる「平等な尊重」も、ともに普遍的かつ最善のものとして、受容しているとされるのであるが、より根本的な規範的拘束力を与えている原理は、「平等な配慮」なのであろう。

④ 『この地で民主政は可能か… (Is Democracy Possible Here?)』(二〇〇六)<sup>32)</sup>

二〇〇六年に出版された『この地で民主政は可能か?』においては、倫理的個人主義の原理が深く掘り下げられると同時に、それが基盤とされたときの共通性が一層明瞭に打ち出される。抽象的平等原理は、人間の尊厳にかかわる二つの原理として、次のように定式化される。

第一の原理——本質的価値の原理 (principle of intrinsic value) と呼ぶことにするが——は、各人の生には独特の客観的な価値がある。それは潜在的なものとして価値を持ち、ひとたび人の人生が始まれば、それがどうなるかは重要になる。その人生が成功し、その潜在性が実現されるとき、それは良いことであり、それが失敗し、その潜在性が浪費されるとき、悪いものとなる。これは、客観的な問題であり、単に主観的に価値があるのではない。つまり、人の人生の成功や失敗は、その人生を生きる本人にとってのみ重要なのではなく、また彼がそう望み、望むがゆえに重要なでもない。どんな人の人生の成功や失敗も、それ自体重要なのであり、我々全てにはそれを望んだり嘆いたりする理由があるものなのである。<sup>33)</sup>

第二の原理——個人的責任の原理 (principle of personal responsibility) ——は、各人には本人の人生の成功を実現するうえで特別な責任があることを支持し、その責任にはどんな種類の人生が本人にとって成功となるであろうかを判断することが含まれる。<sup>34)</sup>

大きな変更は、第一の原理から、「平等」が消えたことである。これは、重要性の客観的な認識のみからでも「平

等」が論理的に導出されるという理解による。<sup>(35)</sup>つまり、ある一人の人間の生に客観的な価値があるのであれば、別の人間においてもその生には客観的な価値があると認識される以上、人々の生には全て客観的には等しく価値があるのである。そうであれば、敢えてことさらに、「平等」を謳わなくとも、「等しく」価値があることが含意されるのである。

基盤の共通性としての位置づけは、より一層明確になっていく。そもそも、同書は、リベラル派と保守派とに先鋭に色分けされたアメリカの政治的分断の現実に対して、ともに共有しているはずの二つの原理を確認することで、両者の間での理性的な対話を通してアメリカの再統合を図ろうとするものである。しかし、アメリカの再統合は、あくまで理論的な対話であり、妥協ではない。従って、ドゥオーキンの資源の平等を擁護する意欲はいささかも衰えることなく、いやそれまで以上に積極的に、資源の平等こそが二つの原理から導かれる最善の解釈として提示されるのである。<sup>(36)</sup>

⑤ 『ハリネズミの正義 (Justice for Hedgehogs)』(二〇一十)<sup>(37)</sup>

二〇一一年に出版された同書においては、倫理的個人主義の原理への探求が深化している。提示されている原理は、次のようなものである。

第一のものは、自尊の原理 (principle of self-respect) である。各人は自分自身の生を真摯に受け止めなければならない。その人生が見逃したチャンスに終わるよりは成功した営為となることが重要であると受け止めなければならない。<sup>(38)</sup>



第二のものは、真正性の原理 (principle of authenticity) である。各人は自分の人生において何が成功とみなされるのかを同定するための特別な個人的責任を負っており、本人自身が承認する一貫した物語や形式を通じて人生を形作ることに個人的な責任がある<sup>39)</sup>。

同書での重心は、政治理論が共通の基盤として自明視すべき原理の析出という解釈的正当化の問題意識からやや離れ、道徳的原理それ自体を倫理的観点から根拠づけることが目指されている。つまり、抽象的平等原理それ自体の主張としての正当化である。かかる野心が成功しているか否かは本稿では検討しないが、それが成功すれば、資源の平等への解釈的正当化という方法に依らずしても、資源の平等は直接に正当化されることになるだろう<sup>40)</sup>。

#### 四 〃解釈的正当化〃の困難

アレクサンダー・ブラウンは、その著書『Ronald Dworkin's Theory of Equality』において、ドゥオーキンの抽象的平等主義による解釈的正当化について、一章を割いて検討を加えている<sup>41)</sup>。ここでは、ドゥオーキンのこの論証が逢着する困難について、極めて明快に、次のように指摘している (なお、ブラウンは、共通の基盤としての抽象的平等原理をキムリッカにならって「平等主義的土台」(egalitarian pleatou) と呼んでいる<sup>42)</sup>)。

一方において、平等な配慮と尊重への抽象的権利は、推論や推定の争う余地のない方法を用いれば、社会的

制度配置の特定の理論を決めるうえでの十分な内容を持つとみなされる。それはある種のリベラルな平等主義であるのだろう。この場合、もはや政治的論争における平等主義的土台をもっともらしく主張することは出来ない。他の人々が推論において過誤を犯していないとすれば、対抗する理論への支持は説明できるのだろうか？ 異なる抽象的権利の組み合わせを解釈しているのだと結論付けるように強いられるだろう。他方、抽象的権利は特定の理論を決定するような十分な内容を持つものではないと、(ドゥオーキンにならって)想定してみよう。これは平等主義的土台の理論をよりもっともらしくするだろう。しかし、それはまた、正義の構想として主張されたとしてもはやそうとはみなしがたい最も極端な理論を排除すること以外、これらの抽象的権利は、何の役割も果たしていないことを意味するだろう。<sup>(43)</sup>

解釈的正当化においては、自身の支持する理論と対抗する理論とがともに、共通の基盤を共有していることが示されなければならない。ドゥオーキンが示す「平等主義的土台」という共通基盤が、論争的な主張である「資源の平等」に対して他の競合理論に優越する論拠を示すとすれば、そもそも他の理論は「平等主義的基盤」に乗っていないかったことになる。他方、「平等主義的基盤」が、「資源の平等」に対して優越性を与えるものではないのであれば、他の理論も「平等主義的基盤」を共通に受け入れていることにはなる。しかし、そうであれば、「平等主義的基盤」が明示的に排除するあからさまな事例——カースト理論や生に対して外在的価値を至上とするような理論——を排除しうるとどまり、今日の重要な論争の決着に何の貢献も為していないことになる。「平等主義的基盤」は、共通性が優越性の一方しか提供できないのであり、両方を調達しようとする解釈的正当化は、構造的に破綻していることになる。

これらの疑義に対して、ブラウンは、「平等主義的土台」には独自の意義がありうるのではないかとする検討を、さまざまに異なる角度から施してはいるが、いずれも「平等主義的土台」が「平等」であることの性質を欠くか、さもなければ特定の理論に支持を与えるような特殊性を欠いてしまうとする<sup>(44)</sup>。しかし、ブラウンは批判するためだけに「平等主義的土台」に言及したのではない。むしろ、「誰の間での平等か? (Equality among whom?)」という論点へと誘ううえで、独自の意義があるとする<sup>(45)</sup>。つまり、平等が配分の対象とする者たちの範囲が、いたい誰なのかについての問いである。この観点から、ブラウンは、政治共同体の一級の市民とはみなされていない者、即ち、不法入国者、難民、他国に属する国民などへの正義の適用範囲の問題へと関心をシフトさせ、グローバルな正義論について、ドゥオーキンの実質的議論を応用してゆく<sup>(46)</sup>。確かに、この指摘は重要な論点提起であり、興味深くもあるが、抽象的平等原理による資源の平等に対する解釈的正当化の構造的難点が救済されているわけではない。

## 五 考察

これまで見てきたように、ドゥオーキンが支持する結論である「資源の平等」は、抽象的平等原理から解釈的正当化を与えられるものとされる。抽象的平等原理は、カースト理論や生に対して外在的価値を至上とする理論を明示的に排除するが、それ以外の理論を包摂するものである。従って、ほとんどの理論は、抽象的平等原理に乗ったうえで、資源の平等と競合していることになる。ドゥオーキンは、抽象的平等主義の最善の解釈として資源の平等を提示しているわけだが、競合する他の理論の支持者からするとこの結論は受け入れられない。反論の

道筋は二つある。一つは、抽象的平等原理を受け入れたうえで、ドウオーキンの解釈とは違う解釈を提示し、その優位性を論証することである。もう一つは、抽象的平等原理にそもそもコミットしていないことを示すことである。即ち、抽象的平等原理が、資源の平等と競合する理論を包摂するほどに一般性のあるものとしては示されていないという反論である。

以下の考察においては、井上達夫の正義概念論を手掛かりに、ドウオーキンの解釈的正当化が、ドウオーキン支持者においてのみ意味を持つのではなく、競合する他の理論の支持者に対しても、意味のある打撃となつていくことを示したい。

井上達夫は「等しきは等しく、不等なるは不等に」という正義定式から、正義概念の輪郭化を試みた。この定式は、正義概念が匡正的正義を含蓄するとともに、正義の名のもとに展開される諸々の正義構想をその競合する解釈として包摂するものとして位置づけられるが、正義構想に対して一定の制約を課す実質的内容を持つとする<sup>47</sup>。それは、「二つの場合を区別する要因として当事者の個体的同一性しか挙げることができないのに、両者を差別的に扱うことは許されない<sup>48</sup>」という制約である。次のように述べる。

二つの事例を個体的同一性における相違のみに基づいて差別的に取扱ってはならない。二つの事例の差別的取扱いが許されるのは、両者の間に普遍的特徴における重要な相違が存在する場合に限る。(普遍的特徴とは、固有名詞・確定記述・時空座標など、特定の対象や領域のみを指示する表現を使用しないで記述できる特徴である。)<sup>49</sup>

このことが意味するのは、「『私が私である』が故に、自己または自己と一定の関係をもつ存在者のために他者の場合とは違った特別な取り扱いを要求する『エゴイスト (egoist)』の立場」を、正義概念は排除するという<sup>(50)</sup>ことである。正義の概念は、エゴイストの主張をその範疇に含むものとして観念することは、カテゴリー間違いなのである。もちろん、エゴイストは、「私が私であるがゆえに価値がある」という点で価値論一般にコミットする観念でもありうる以上、規範的価値判断全体から放逐されるわけではない<sup>(51)</sup>。しかし、正義という価値を標榜しつつ、エゴイストであることは概念矛盾なのである。

また、エゴイストは、一人の個体についてのみ現れるとは限られず、その個体が属する集合体に対しても、「拡張された利己主義」として現れる<sup>(52)</sup>。私個人についての言及だけではなく、私の属するこの共同体についての言及も、禁止されるのである。例えば、「ドイツ民族が世界を支配することが正義である」という主張をするネオナチがいたとしよう。この主張は、「ドイツ民族」という確定記述が含まれているため、端的に正義と衝突し、正義の範疇における主張としては矛盾があることになる。「最も優秀な民族が世界を支配するのが正義である」という主張に変更すれば、一応は矛盾を回避できる。しかし、ドイツ民族よりもユダヤ民族の方が優秀であると経験的に論証された場合、このネオナチは、「ユダヤ民族こそが世界を支配すべき」という実践的結論に合意しなければならぬ。

もちろん、正義概念におけるエゴイズムの排除という普遍的要請は、正義を標榜する構想が満たすべき必要条件であって、十分条件ではない。個々の正義構想は、それ自体、競合する他の正義構想に対して優越性を示さなければならぬ<sup>(53)</sup>。また、正義概念がエゴイストを排除するとしても、エゴイスト自身が正義を受容するよう説得

されるか否かは、別の問題である。それを目指すのなら、エゴイストとの間でさらに広い何らかの価値的前提を想定し、その中で正義を受容すべき独立の理由やその価値的前提から解釈的に正当化される理由を提示し、論証が果たされなければならない<sup>(54)</sup>。

このように、正義概念の特徴が剔抉されたとしても、内に内紛を抱え、外に外敵と対峙しなければならぬ。にもかかわらず、概念を確立することは、論争に貢献するものである。それは、あるカテゴリーを確立することによって、その概念が課す要件と引き換えに、恩寵も与えるからである。正義のカテゴリーは、その主張が正義としての重みをもつことを恩寵として与える。正義は、ロールズが政治社会の第一の徳目と述べたように、強力である<sup>(55)</sup>。しかし、他方、正義のカテゴリーで主張を展開する以上は、普遍性の要件を遵守するという負担を負わなければならない。普遍性の要件を遵守しないならば、正義の主張としての尊重を失うのである。

ドゥオーキンの抽象的平等原理も、同型の構造を持つと理解することが出来る。では、ドゥオーキンが抽象的平等原理というカテゴリーに与えた恩寵と要件は何であろうか。抽象的平等原理というカテゴリーは、その下で展開される主張が「平等な配慮を示している」という美点を与える。他方、抽象的平等原理は、その主張が「誰にとっても平等な配慮を示している」ということを説明できなければならないという課題を課す。即ち、不遇な者にとっても平等な配慮を示していることを説明しなければならない。この説明を果たしていないならば、もはやその理論は平等な配慮を示さない理論である。

既述の通り、ドゥオーキンは、抽象的平等原理が課す「誰にとっても平等な配慮」を示していることを説明するために、一定の「不遇な格差への補償」を反映することを正義構想の中で示した。この解釈に対して、異議を唱えるならば、「誰にとっても平等な配慮」が「不遇な格差への補償」を導かなくとも、不遇な立場にある者も

含めて「誰にとつても平等な配慮」を示していることを説明する必要がある。もしも、この試みを完遂できないのであれば、その理論は「平等な配慮」を示さない理論であるという汚名を引き受けなければならぬ。

「平等な配慮」からの撤退は、ドゥオーキンがたびたび強調するように、政治権力にとつて実質的な問題である。<sup>56</sup> 平等な配慮を示さない政治理論に指導された政府は、不平等に取扱われた市民からの忠誠を調達できない。それは社会に不満の種を温存することになり、政治的安定性を脅かすことにもなりえる。しかし、権力が支配する人々の一部から忠誠を得られるかどうかは、決定的ではないかもしれない。ある意味これは支配をする側にとつての実利的な問題であり、別の何らかの方法によつて——例えば、あからさまな強制力に頼ることや、民族主義や人々の馴致的傾向を利用することで——必要な程度の忠誠が確保しうるかもしれない。しかし、たとえそうだとしても、政治にとつて安定性が究極の目的なのではない。我々は、政治理論を探索するとき、正当性に裏打ちされた正統性それ自体を求めている。そうした役割を担っている規範理論にとつて、「平等な配慮を示していない」とする批判は、明らかに不名誉なことではないだろうか。

## 六 おわりに

本稿の検討課題は、ドゥオーキンが資源の平等という正義構想を論証するうえで、抽象的平等原理に依拠した解釈的正当化が、競合する別の正義構想の支持者に対して、有効な論証になっているのか否かを判断することにあつた。そのため、まず、解釈的正当化がどのような構造を持つ議論なのかを示し(二)、そのうえでドゥオーキンの主要著作においてどのように主張されてきたのかを辿つた(三)。こうした論証戦略に対して、ブラウン

の論難を検討し、いわば構造的な欠陥とも言える難点が指摘されうることを見た(四)。以上を踏まえたうえで、井上達夫の正義概念論を手掛かりとし、競合する理論の支持者がドウオーキンの解釈的正当化を前にして、自らの理論を導く別の解釈を提示できないのであれば、無傷ではないことを示した(五)。つまり、ドウオーキンの解釈的正当化には、それなりの意味があるという結論である。

ドウオーキンが抽象的平等原理に依拠して展開した解釈的正当化に対して、批判があるのであれば、可能な選択肢は二つである。一つは、抽象的平等原理を拒否して、自らの理論が「平等な配慮」を示さない理論に過ぎないという汚名を引き受けることである。もう一つは、自らの理論が「平等な配慮」を示す理論であるとしたうえで、別の解釈を提示することである。その際には、「不遇な立場にある者に対しても、平等な配慮を示している」と説明できなければならない。

ドウオーキンは、『この地で民主政は可能か?』の分配的正義を論じた第四章の末尾で、アメリカの正統性は危機に瀕しているとしたうえで、次のように言う。

保守的な税制を擁護する者がこれらの政策が結局のところ貧しい者への等しい配慮を表明しているとみなされ得ると示す対抗事例を構築できた場合にのみ、この脅威は解消されうる。私は、それらが為すであろう議論の検討を試みた。しかし、今は彼らの番である。どのような場合に彼らは、我々が一つの国民として貧者にしてきたことの正統性を救出できるだろうか? 政治的正統性は平等な配慮を要求しないのであろうか?

事後よりも事前の平等は、平等な配慮が要求するものの適切な測度であるのか? もしそうでないなら、何が適切な尺度になるのか? もしそうなら、仮想的保険戦略は事前の平等の成功した説明の核心にあるの



ではないか？ その戦略が、我々の共同体の最富裕層によって支えられる再分配計画への税において、実質的な累進性を要求しないのか？ 我々の政治への真正な議論を取り戻すべきなら、保守的文化はこれらの疑問を取り上げなければならない。あなた方のどなたから始めますか？<sup>57)</sup>

ドゥオーキンの挑戦を前にして、ポールは競合する主張の側にある。

注

- (1) ドゥオーキンの「資源の平等」理論の全体像については、Dworkin (2000) を参照。なお、同構想の中核部分である第一章と第二章は、それぞれ Dworkin (1981a), (1981b) にて初出。
- (2) 本稿は、藤岡 (2013) pp.118-122, 133-136. において暫定的に示した論点を敷衍して論じたものである。
- (3) どの国にも左右の政治的対立とそれに対応した政治勢力が存在するが、何が政治理念となるかは、国によって大きく異なる。例えば、日本における保守の対立において、歴史認識や憲法問題を含む安全保障についての差異は中心的な分水嶺となるが、政治勢力を糾合する論点としては日本に特殊なものである。他方、アメリカの保守においては、レッセフェールを寿ぐ伝統がみられるが、日本における保守派にレッセフェールへの共感の一部にとどまる。いずれにせよ、本稿で言及した政治的ラベルは、アメリカに固有のものであることに注意されたい。
- (4) ドゥオーキンの資源の平等とは異なるリベラルな正義構想として、厚生概念を平等の指標に据える理論傾向があり、本稿では「厚生への平等」として言及したが、実際には、厚生に機会概念を噛ませて自律的選択を尊重するような仕掛けが施された「厚生への機会の平等」などの定式化がなされている。代表的なものに、Arneson (1989), Cohen (1989) など。また、その批判的検討としては、Anderson (1999)。邦語での紹介・検討としては、飯田 (2002), (2006), 井上彰 (2008), (2011)、井上達夫 (1989), 藤岡 (2002), (2014a), (2014b) なども参照。
- (5) Dworkin (1977, 1978), p.273. (訳書 p.66.)

- (9) Ibid.
- (7) Ibid(2000), p.5. (訳書 p.12.)
- (8) Ibid, p.1. (訳書 p.1.)
- (9) Ibid, p.128. (訳書 p.178.)
- (10) Ibid(2006), pp.9-10.
- (11) Ibid(2011), pp.203-204.
- (12) Ibid(1977,1978)
- (13) Ibid, pp.272-273. (訳書 p.65.)
- (14) Ibid, p.273. (訳書 p.65.)
- (15) Ibid, pp.273-274. (訳書 p.65-67.)
- (16) Ibid, p.273. (訳書 p.65.)
- (17) Ibid, p.272, 273. (訳書 p.65.)
- (18) Ibid (1985) 該当箇所の初出は、Ibid (1978), (1983)
- (19) Ibid, p.191. (訳書 p.258.)
- (20) Ibid, pp.205-206 (訳書 p.278.)
- (21) Ibid, p.207. (訳書 pp.279-280)
- (22) Ibid, pp.198-201. (訳書 pp.268-272.)
- (23) Ibid (2000) なお、該当箇所の初出は、Ibid (1987) 同様の議論として、Ibid(1996)
- (24) Ibid, p.5. (訳書 p.12.)
- (25) Ibid, p.5. (訳書 pp.12-13.)
- (26) Ibid, p. 6. (訳書 p.14.)
- (27) Ibid.
- (28) Ibid, p.128. (訳書 p.178.)

- (29) Ibid, p.131. (訳書 p.182.)
- (30) Ibid, p.131. (訳書 pp.182-183.)
- (31) Ibid, pp.128-129. (訳書 p.179.)
- (32) Ibid (2006)
- (33) Ibid, pp.9-10.
- (34) Ibid, p.10.
- (35) Ibid, pp.11-17.
- (36) Ibid. ch.2-4.
- (37) Dworkin (2011)
- (38) Ibid, p.203.
- (39) Ibid, p.204.
- (40) 上の観点についての検討としては、井上彰(2012)を参照。
- (41) Brown (2009), Ch.4.
- (42) ウィル・キムリックは、ドゥオーキンが示した抽象的平等原理の理念を、「平等主義的土台」としたうえで、今日の主要な政治理論の前提として理解することで、論争の交通整理に役立つものとして評価している。Kymlicka (2002), pp. 3-5. (訳書 pp.5-8.)
- (43) Brown (2009), pp.86-87.
- (44) Ibid, pp.87-95.
- (45) Ibid, pp.96-101.
- (46) Ibid, Ch.5-8.
- (47) 井上達夫 (1986), pp.37-43.
- (48) Ibid, p.47.
- (49) Ibid, p.109.

- (50) Ibid, p.49.
- (51) Ibid, p.27.
- (52) Ibid, pp.49-50. なお、拡張された利己主義者以外にも、「種」や「類」に現れるエゴイズムなどもある。Ibid, pp.54-59.
- (53) Ibid, pp.22-24, 31-32, p.115.
- (54) 正義概念の定式化を超えて、エゴイストも正義に従わなければならないかどうかは、別個の論証課題である。井上達夫は、その課題についても試論的に検討している。Ibid, pp. 59-88.
- (55) Rawls(1971), p.3. (訳書 p.3.)
- (56) Dworkin (2000), pp.5-6.
- (57) Ibid (2006), p.126.
- Anderson, Elizabeth(1999), "What Is the Point of Equality?," Ethics 109, The University of Chicago, pp.287-337.
- Arneson, Richard (1989), "Equality and Equality of Opportunity for Welfare," Philosophical Studies 56, pp.77-93.
- Cohen, G.A. (1989), "On the Currency of Egalitarian Justice," Ethics 99, The University of Chicago, pp. 906-944.
- Brown, Alexander (2009), Ronald Dworkin's Theory of Equality, Palgrave Macmillan.
- Dworkin, Ronald (1977, 1978), Taking Rights Seriously, Duckworth. (小林公記『権利論Ⅱ』、木鐸社、二〇〇一)
- (1978), "Liberalism", in S. Hampshire (ed.) Public and Private Morality, Cambridge University Press.
- (1981a), "What is Equality? Part1:Equality of Welfare," Philosophy and Public Affairs 10, pp. 185-246.
- (1981b), "What is Equality? Part2:Equality of Resources," Philosophy and Public Affairs 10, pp. 283-345.
- (1983), "Why Liberals Should Believe in Equality", The New York Review of Books, February 3, NYREV.
- (1985), A Matter of Principle, Harvard University Press. (森村進・鳥澤田訳『原理の問題』、岩波書店、二〇一〇)
- (1987), "What is Equality? Part3: The Place of Liberty," Iowa Law Review, 73, pp.1-54.
- (1996), "Do Liberty and Equality Conflict?" in P. Barker (ed.) Living as Equals, Oxford University Press.

- (2000), *Sovereign Virtue*, Harvard University Press. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』、木鐸社、10011)
- (2006), *Is Democracy Possible Here?*, Princeton University Press.
- (2011), *Justice for Hedgehogs*, The Belknap Press of Harvard University Press.
- Kymlicka, Will (2002), *Contemporary Political Philosophy: An Introduction* Second edition, Oxford University Press. (千葉眞・岡崎晴輝訳『新版 現代政治理論』、日本経済評論社、11005)
- Rawls, John (1971), *A Theory of Justice*, Belknap Harvard. (矢島鈞次監訳『正義論』、紀伊国屋書店、1979)
- 飯田文雄 (2002), 「平等」, 『デモクラシーの政治学』、福田有広・谷口将紀編、東京大学出版会、pp.127-143.
- (2006), 「運命と平等—現代規範的平等論の一断面—」, 『年報政治学2006・I 平等と政治』、日本政治学会編、木鐸社、pp.11-40.
- 井上彰 (2008), 「平等・自由・運—ドゥオーキン資源平等論の再検討」, 『叢書 21COE-CCC 多文化世界における市民意識の動態』42 ポスト・ウォー・シテイズンシップの思想的基盤』、慶應義塾大学出版会、pp.121-139.
- (2011), 「ドゥオーキンは平等主義者か?」, 『ドゥオーキン』、宇佐美誠・濱真一郎編、勁草書房、pp.188-205.
- (2012), 「解釈・尊厳・平等」, 『思想』1064号、岩波書店、pp.139-155.
- 井上達夫 (1986), 『共生の作法』、創文社
- (1989), 「平等」[法哲学の側から]、『法哲学と実定法学の対話』、星野英一・田中成明編、有斐閣、pp.85-97.
- 藤岡大助 (2002), 「分配的正義における平等論の検討—資源アプローチの擁護」, 『國家學會雑誌』115巻/11・11号、pp.1257-1322.
- (2013), 「平等主義は存在するか?」, 『亜細亜法学』48巻/1号、pp.113-142.
- (2014a), 「難破船とキャンブ旅行」, 『亜細亜法学』48巻/2号、pp.1-32.
- (2014b), 「ドゥオーキンの資源主義擁護論」, 『亜細亜法学』49巻/1号、pp.1-23.